

意見を聞かせて！

―明治の町村合併と戸長の意見―

▽第7週のテーマは「意見を聞かせて！―明治の町村合併と戸長の意見―」。明治二十二年（一八八九）、国の主導のもと、全国的に市町村合併が推進されました。山口県も例外ではなく、それまでであった七九町六一九村が一市四町二二四村に編成されました。

▽この時の合併では、地域の代表である戸長らに対して、原案に対する意見を求めています。

▽今回は吉敷郡の事例の中から、戸長の意見書4点を選びました。解答は次週アップします。

所お制置施おと於て所お分合ノ方法の
 相立に於て要し載せしむる當處權田ノ裁出
 止之に經可の三子九之所ヲ合并し山田改称
 可右東ノ海諸詢ノ類義諸口其ノ官ニ
 三ノ外望之昌見世多ノ貴石ニ此テノ處ノ
 合由ノ議員王他故光熱等モノヲ招集
 し及證詢如如事ノ急見世之其此所
 及申上申也

此他王命所由也

河村敦介



七五五郡長日本臣介

此の文は、河村敦介の署名と、その下に「七五五郡長日本臣介」とある。また、その下に「此他王命所由也」とある。

若申

己卯月可お制多統上旨所お分令方去
多御間お向、旨多、奉申得具令歸お互
午にお申さむ夕ルモ人對以去与趣第ト
お計り申さむ、強之、経年本令お急
シ宮と名ト北令ナシ、尙、上御お令并
お致ト人事申こテお分お令重立先者お葉
リ十分扱収シ、趣令全併、意久人出申さ
申安然んこお分お令併之義、兵吉

此テモ且意之同、云々、言テ得来、
是地長ノ、本福不大方、家ト与、
平城院、右、お令并更、お名小郎、
ト改稱、お柳、お分、お名申、也
吉敷郡下郷村
戸長 古村 林 兵吉

明徳三年九月八日

吉敷郡長正本是介殿

其臺通村ヲ大道村ト改名ノ件上申
 今般新村名ヲ大道村ト改メハク般先
 上申仕舞々其理由可申出般姓達
 之依、而因多變高臺通村姓之別
 姓写之通了記載有之在通了之田
 名之復々、精神、有之猶且臺ノ
 字ハ字畫般宗兄之ヲ記載之易カラス
 不知之台ノ字ヲ取申其様お本差支
 在不少簡便之面、往昔之名稱之
 復交別姓村姓写お添其之也

上申 存

吉敷郡長正木基分殿

明治廿一年十月十二日

戸長官原勝三郎



吉敷郡長正木基分殿

今般新村名ヲ大道村ト改メハク般先
 上申仕舞々其理由可申出般姓達
 之依、而因多變高臺通村姓之別
 姓写之通了記載有之在通了之田
 名之復々、精神、有之猶且臺ノ
 字ハ字畫般宗兄之ヲ記載之易カラス
 不知之台ノ字ヲ取申其様お本差支
 在不少簡便之面、往昔之名稱之
 復交別姓村姓写お添其之也

今般新村名称之理由可申由也
 以通之勢取他之平而步名一時
 村名之ハ大イニ長條ノ廣多ク之カ重
 例リ上クシニ現今ノ朝田村ハ故ノ朝田市ト
 唱ハシテ先年 跟換ノ際 朝田市ノ際
 朝田村ノ名稱ヲ附セリ然レニ其際際
 朝田市村ヲ移置スル以テ 朝田市ノ文字
 凡書信等ニ今ノ朝田村ヲ持テシメ
 朝田市ノ書ハ朝田市ノ知ル等ノ誤

朝田別荘来ニ村ノ名稱ヲ其儘
 朝田別荘ニ付テハ此ノ事ト申ス
 朝田別荘ノ朝田村ノ名稱
 朝田別荘ノ朝田村ノ名稱
 朝田別荘ノ朝田村ノ名稱

新古名
 文原朝田書